

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：佐藤久夫

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

※当該対策と障がい者総合福祉法（仮称）との関連についても、可能な限り言及してください。

## 1 利用者負担の見直し

- (1) 自立支援医療の自己負担の見直し。
- (2) 入所施設利用者の補足給付の見直し。
- (3) 地域生活支援事業の利用者負担について応能負担とするよう市町村へ指導すること。
- (4) 手話通訳・要約筆記は費用徴収しないこと。（聴覚障害のない者にも必要であり聴覚障害者のみに負担させるのは公平を欠く。言葉・コミュニケーションという自由権に関する制度であり費用徴収になじまない。）
- (5) 就労関係事業は費用徴収しないこと（ILO条約）。

## 2 機能障害の種類等による利用制限の緩和

- (1) 重度訪問介護を肢体不自由者に限らず知的障害者・精神障害者にも。
- (2) ケアホーム・グループホームを知的障害者・精神障害者に限らず身体障害者にも。

## 3 障害者手帳を持たない障害者への対応

疾患・機能障害を示すもの（医師の診断書、特別支援教育の記録など）をもとにサービス申請を受け付け、サービス利用計画を作って支給決定する。必要に応じて審査会の意見も活用する。障害程度区分認定調査のシステムは、障害者手帳所持者を念頭につくられているが、その所持者においても当てはまりがよくないものなので、手帳非所持者には使わない。

## 4 入院時に訪問系サービスを継続利用することを認める。

## 5 障害者福祉従事者が公務員と同等の賃金で働けるような仕組み（補助金等）の確立。